

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	貧困農民支援に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H19.3.31まで	H19.3.5 カトマンズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール大使 ネパール側 ラメシヨア・アラサド・カナル財務省次官代行	H19.3.20 155号
ネパール	食糧援助に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H20.3.14まで	H19.3.15 カトマンズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール大使 ネパール側 ビッダヤダール・マリック財務省次官	H19.3.28 179号
ネパール	ネパール国営テレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	ネパール国営テレビ番組ソフト整備計画を実施するために必要な 1. 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与	26,600千円 H20.3.15まで	H19.3.16 カトマンズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール大使 ネパール側 ビッダヤダール・マリック財務省次官	H19.3.30 193号
ネパール	新カソナイ変電所建設計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	な 1. 変電所施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与	847,000千円 H20.3.31まで	H19.6.8 カトマンズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール大使 ネパール側 ビッダヤダール・マリック財務省次官	H19.6.26 362号
ネパール	カトマンズーバクタール間道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	カトマンズーバクタール間道路改修計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	48,000千円 H20.3.31まで	H19.9.5 カトマンズで (同日)	日本側 平岡邁在ネパール大使 ネパール側 ビッダヤダール・マリック財務省次官	H19.9.21 535号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。